

# 令和元年台風第 19 号により被災した東京土建国保被保険者のみなさまへ ～医療機関等窓口で負担した一部負担金が還付されます～

## <対象者>

下記(1)(2)の両方に該当する者

- (1) 令和元年台風 19 号に係る災害救助法の適用市区町村の住民で、東京土建国保の被保険者。
- (2) 令和元年台風 19 号により、次のいずれかの被災をし、医療機関等を受診した際に、すでに一部負担金等を支払った方。
  - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

## <対象機関>

被災地及び被災地以外の医療機関等。

## <対象期間等>

2019年10月12日から2020年1月31日までの診療、調剤及び訪問看護。  
入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額は還付の対象になりません。

## <提出書類>

- ・ 国民健康保険一部負担金等還付申請書(ご所属の支部、国保組合にあります)
- ・ 一部負担金の額が確認できる書類(医療機関等の発行した領収書)
- ・ 被災状況に応じた根拠書類(下表参照)

## <台風 19 号による被災状況及びその根拠となる書類>

No.	被災状況	根拠書類
1	住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした	罹災証明書
2	主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病(1カ月以上の治療を有すると認められるもの)を負った	死亡診断書、死体検案書、医師の診断書
3	主たる生計維持者の行方が不明である	警察に提出した行方不明の届出の写し等
4	主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した	税務署に提出する廃業届等
5	主たる生計維持者が失職し、現在収入がない	雇用保険の受給資格証、事業主等による証明等

参考:【規約内住所における災害救助法の適用自治体名】

都県名	市区町村名 ※11月25日9時00分現在
東京都 7区17市 4町1村 計29	墨田区、大田区、世田谷区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、福生市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町、島しょ大島町
茨城県 24市6町 計30	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、鉾田市、つくばみらい市、東茨城郡茨城町・大洗町・城里町、久慈郡大子町、結城郡八千代町、猿島郡境町
埼玉県 29市18町 1村 計48	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、八潮市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、入間郡三芳町・毛呂山町・越生町、比企郡滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町、秩父郡横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村、児玉郡美里町・神川町・上里町、大里郡寄居町
千葉県 25市15町 1村 計41	千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町・栄町、香取郡神崎町・多古町・東庄町、山武郡九十九里町・芝山町・横芝光町、長生郡一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町
神奈川県 11市7町 1村 計19	川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、高座郡寒川町、足柄上郡大井町・松田町・山北町、足柄下郡箱根町・湯河原町、愛甲郡愛川町・清川村
山梨県 10市6町 4村 計20	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町・身延町・南部町・富士川町、南都留郡道志村・鳴沢村・富士河口湖町、北都留郡小菅村・丹波山村
栃木県 5市 計5	宇都宮市、栃木市、佐野市、下野市、小山市
群馬県 1市 計1	伊勢崎市
1都7県	7区122市56町8村 計193市区町村

※ 上表のうち、東京都島しょ大島町及び千葉県は、台風第15号において災害救助法が適用され、継続的に救助を必要としていることから、台風第19号においても災害救助法が適用されています。

**<一部負担金等還付についてのお問い合わせ先>**  
**ご所属の支部 または**  
**東京土建国保組合給付課(03-5348-2985)**